

## 音羽地域活動センター跡地における育成室及び私立認可保育所の整備について

### 1 概要

音羽地域活動センター移転後の敷地については、育成室としての活用を中心に検討してきたが、この度、育成室の設置に加えて、認可保育所の入園待機児童を解消するための緊急対策として、民間事業者の運営による認可保育所を整備することとする。

### 2 施設内容

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 種 別           | 文京区育成室運営条例に定める<br>育成室   | 児童福祉法に定める認可保育所<br>(私立)   |
| 所 在 地         | 文京区目白台三丁目 4 番 (音羽地域活動センター跡地)  |  |
| 貸付面積<br>(予定)  | 約 865 m <sup>2</sup>  |  |
| 開設年月日<br>(予定) | 平成 31 年 4 月 1 日   |  |
| 定員 (予定)       | 概ね 40 人 (小学校第 1 学年から第 3 学年までに就学している児童)<br>※待機児童対策として定員増を行う場合がある。  | 100 人程度 (0 歳児から 5 歳児まで)  |
| 保 育 時 間       | 月曜日から土曜日まで。ただし、祝日及び年末年始は除く。   |  |
|               | ○学校のある日<br>下校時から 18 時 30 分まで<br>○学校が休みの日<br>・長期休業日 (月～金曜日)<br>8 時 15 分から 18 時 30 分まで<br>・振替休業日 (月～金曜日)<br>8 時 30 分から 18 時 30 分まで<br>・土曜日<br>8 時 30 分から 17 時まで | 7 時 15 分から 19 時 15 分まで<br>※そのうち 7 時 15 分から 18 時 15 分までを基本保育時間、18 時 15 分から 19 時 15 分までを延長保育時間とする。 |

### 3 整備方法

区が土地を民間事業者に貸与 (区、民間事業者間で 29 年間の事業用定期借地権設定契約を締結) し、当該事業者が施設を整備する。なお、育成室については施設の一部を区が借り受ける。

### 4 事業者の選定方法

運営事業者については、施設ごとにプロポーザル方式により選定する。

